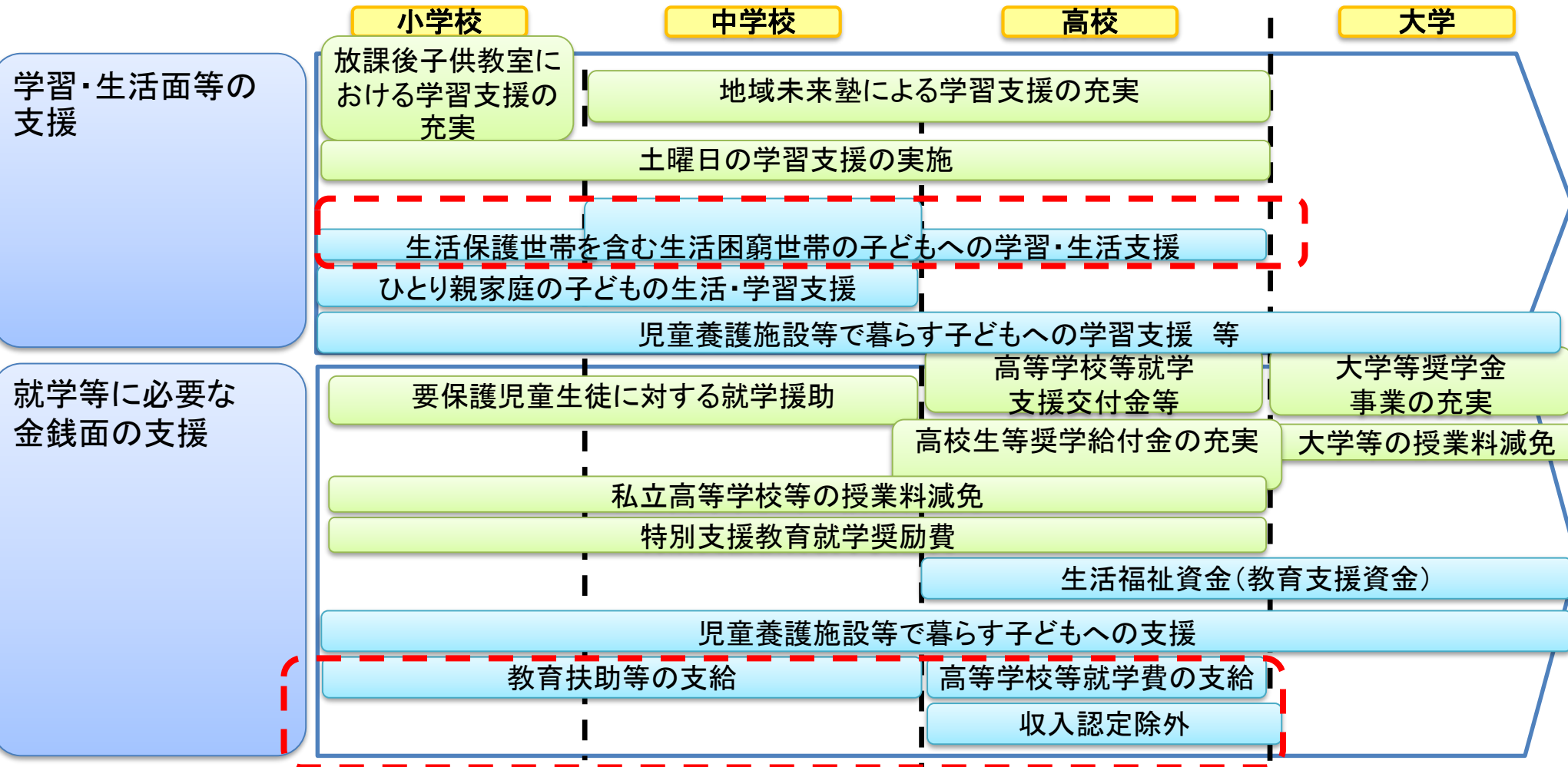


子どもの貧困対策について

子どもの貧困への対応を巡る全体状況

- 子どもの貧困対策の「教育の支援」では、各年代の子どもに対する様々な学習・生活面等の支援や就学等に
必要な金銭面の支援が推進されている。

子どもの貧困対策「教育の支援」における様々な支援



生活保護受給者に対する「子供の貧困」関連施策

教育・生活の支援

○ 教育扶助等の支給

- ・ 義務教育に伴って必要な費用を支給。
教育扶助基準(月額):2,210円(小)、4,290円(中)
学習支援費(月額):2,630円(小)、4,450円(中)
入学準備金:40,600円(小)、47,400円(中) 等

○ 高等学校等就学費の支給

- ・ 高等学校等に進学する場合に高等学校等就学費を支給。
基本額(月額):5,450円、学習支援費(月額):5,150円
入学科及び入学考査料 等

○ 学習支援事業の実施(生活困窮者自立支援法により法定化(平成27年4月施行))

- ・ 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対して、進路相談、中退防止のための支援、子どもの居場所づくりに関する支援を含む学習支援の実施。実施自治体:576自治体(令和2年度)
平成28年度において、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

○ 子どもの学習塾等費用の収入認定除外(平成27年10月から実施)

- ・ 生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外。

経済的支援

○ 大学等の進学費用の収入認定除外

- ・ 以下の収入について、本人の高校卒業後の大学等の進学にかかる経費に充てられる場合には、収入認定から除外。
生活保護世帯の高校生のアルバイト収入(平成26年4月から実施)
奨学金を含む恵与金・貸付金(平成28年7月から実施)

○ 児童養育加算の支給(児童手当相当)

- ・ 児童の養育に当たる者に支給。
第1子及び第2子 月額:10,000円(3歳未満:15,000円)
第3子以降 月額:10,000円(小学校修了前:15,000円)

○ 母子加算の支給

- ・ 父子又は母子世帯に支給。
第1子 月額:22,790円(1級地の場合)、第2子以降加算有

保護者に対する就労の支援

○ 就労支援事業等の実施

- ・ 就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施。

○ 就労や自立に向けたインセンティブの強化

① 就労活動促進費の支給(平成25年8月から実施)

- ・ ハローワークでの求職活動など、自ら積極的に就労活動に取り組む者に対して支給。※月額5千円 原則6カ月(最長12カ月)

② 就労自立給付金の支給(平成26年7月から実施)

- ・ 就労による自立を促進するため、安定した就労を得たこと等により保護廃止に至った者に対して支給。
※上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円

○ 親の学び直しの支援

- ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対し、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給。

○ 基礎控除の引き上げ(平成25年8月から実施)

- ・ 就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残す勤労控除のうち、基礎控除の引き上げ。
※ 8,000円 → 15,000円

【参考】生活保護世帯に属する子供の貧困に関する指標(令和2年4月時点)

- ① 高等学校等進学率:93.7%
- ② 高等学校等中退率:4.1%
- ③ 大学等進学率:37.3%
- ④ 就職率(中学校卒業後):1.0%
- ⑤ 就職率(高等学校等卒業後):43.6%

※ 実線は、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)に掲載のある施策。

点線は、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲載されていない施策。

子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



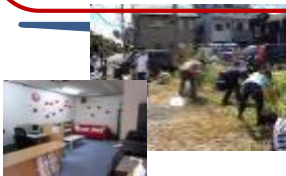
生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労（進路選択等）に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）

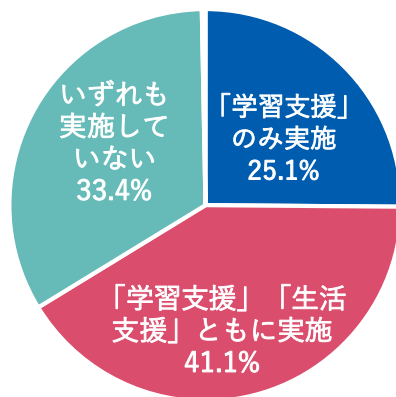


法定事業の利用状況と支援効果：子どもの学習・生活支援事業

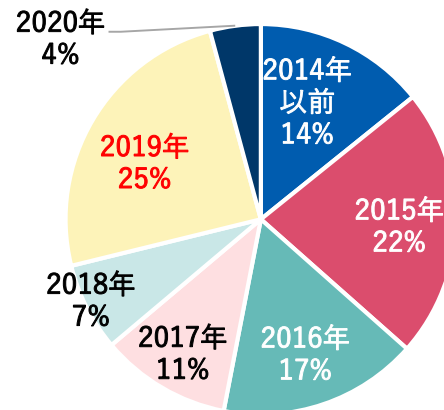
- 子どもの学習・生活支援事業の実施率は着実に増加しているが、6割程度から伸びが鈍化している。
- 平成30年改正において、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善や教育及び就労に関する支援を法律上規定したことにより、こうした生活支援を行う自治体が増加した。また、法改正の効果としては、「基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等」が最も多かった。

実施自治体	576自治体（R2年度）
参加者（実人数）	56,695人（R元年度）

事業の実施状況

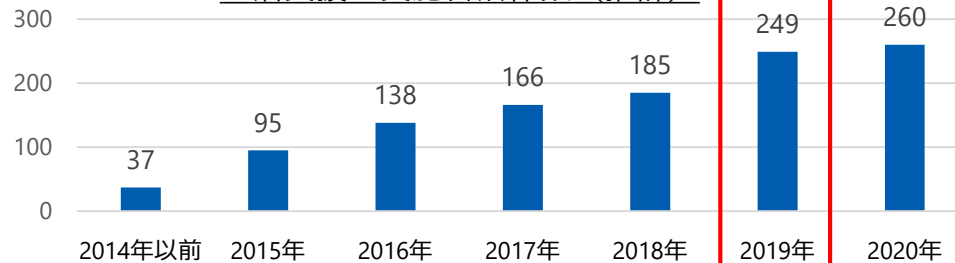


生活支援の開始年度



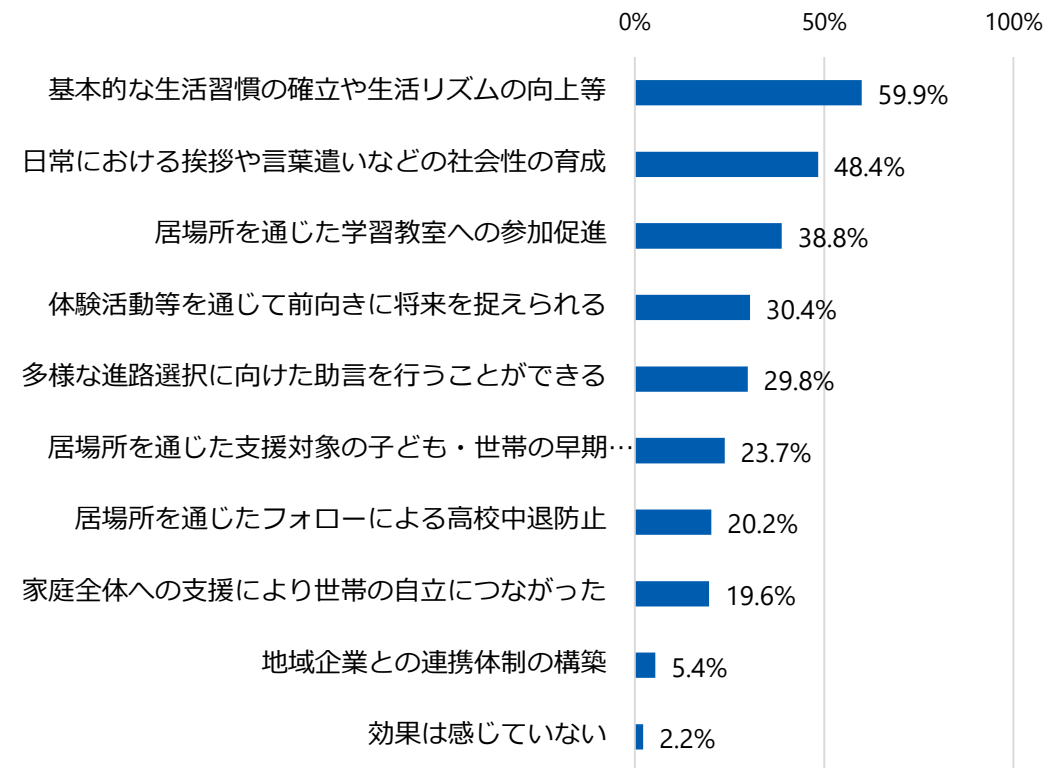
生活支援の実施自治体数（推計）

改正法施行



※1 実施自治体数については、※2のアンケート調査に回答した260自治体の開始年度をもとに推計したため、終了した自治体がある場合は考慮していない。

子どもの学習支援事業の強化（H30改正）による効果



※2 左中・下：令和2年度社会福祉推進事業「子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める連携手法等に関する調査研究事業」（日本能率協会総合研究所）より作成。

※3 右：令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

生活保護世帯における高校生に対する支援

高校等就学时

保護費で支給

高校就学に必要な最小限度の額
公立高校就学費用
(参考書代等)

保護費を減額しない取扱い

私立高校就学費用
修学旅行費用等

学習塾等費用

進路選択時

進学準備給付金

大学等入学金・受験料、
転居費用など
※大学等の授業料は含まない。

大学等就学时

新生活の立ち上げ費用

保護費は支給しない(ただし、同居の場合 住宅扶助は減額しない)

高等教育の修学支援新制度 (文部科学省)

大学・専修学校等 授業料、生活費等

高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

- 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。
- 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

	保護費のやり繰りによる預貯金	収入認定除外(恵与金・貸付金)	収入認定除外(アルバイト収入)
使用目的	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起(H26.4～)
考え方	・同上	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H28.7～)	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H26.4～)
具体例	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H25.4～)等 ・大学等の受験に必要となる費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～明確化) ・就職活動費用(H31.4～)	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用 等(H28.7～) ・大学等の受験に必要となる費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～明確化) ・就職活動費用(H31.4～)	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H26.4～)等 ・大学等の受験に必要となる費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～明確化) ・就職活動費用(H31.4～)

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

進学準備給付金(H30～)

【生活保護法第55条の5】 負担金：国3／4、地方自治体 1／4

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

【対象者】

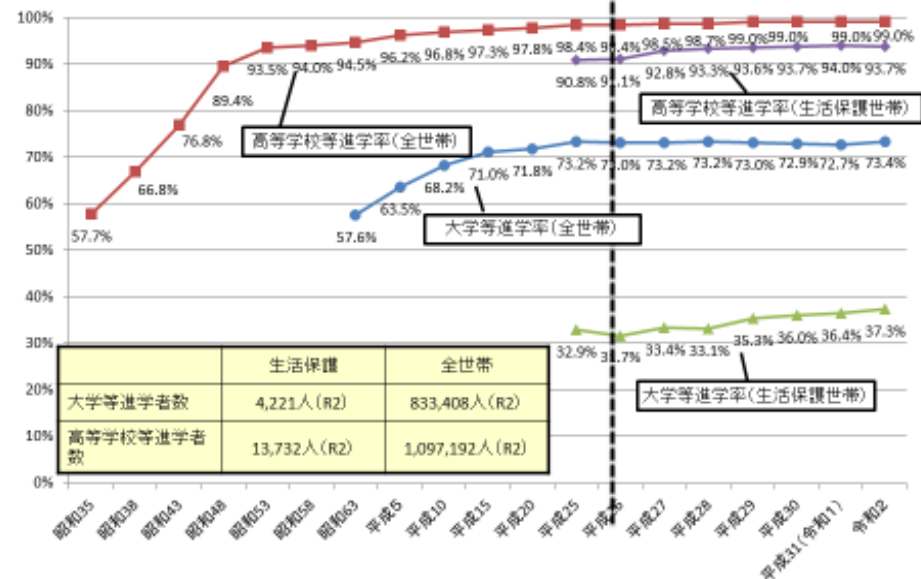
生活保護受給世帯の子どものうち、当該年度の前年度の3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなるもの

※ 出身元の生活保護受給世帯から転居せず、引き続き同居して進学する者も含む。
※ やむを得ない事由により18歳になる年度に受験できなかったが、翌年度までに受験・合格し、進学する者等も含む。

進学準備給付金の支給状況

	支給人数	うち転居	うち非転居
H30	4,427	887	3,540
H31	4,956	982	3,614
R2	4,585	1,064	3,521
R3(暫定値)	4,643	1,007	3,636

高等学校等、大学等進学率の推移



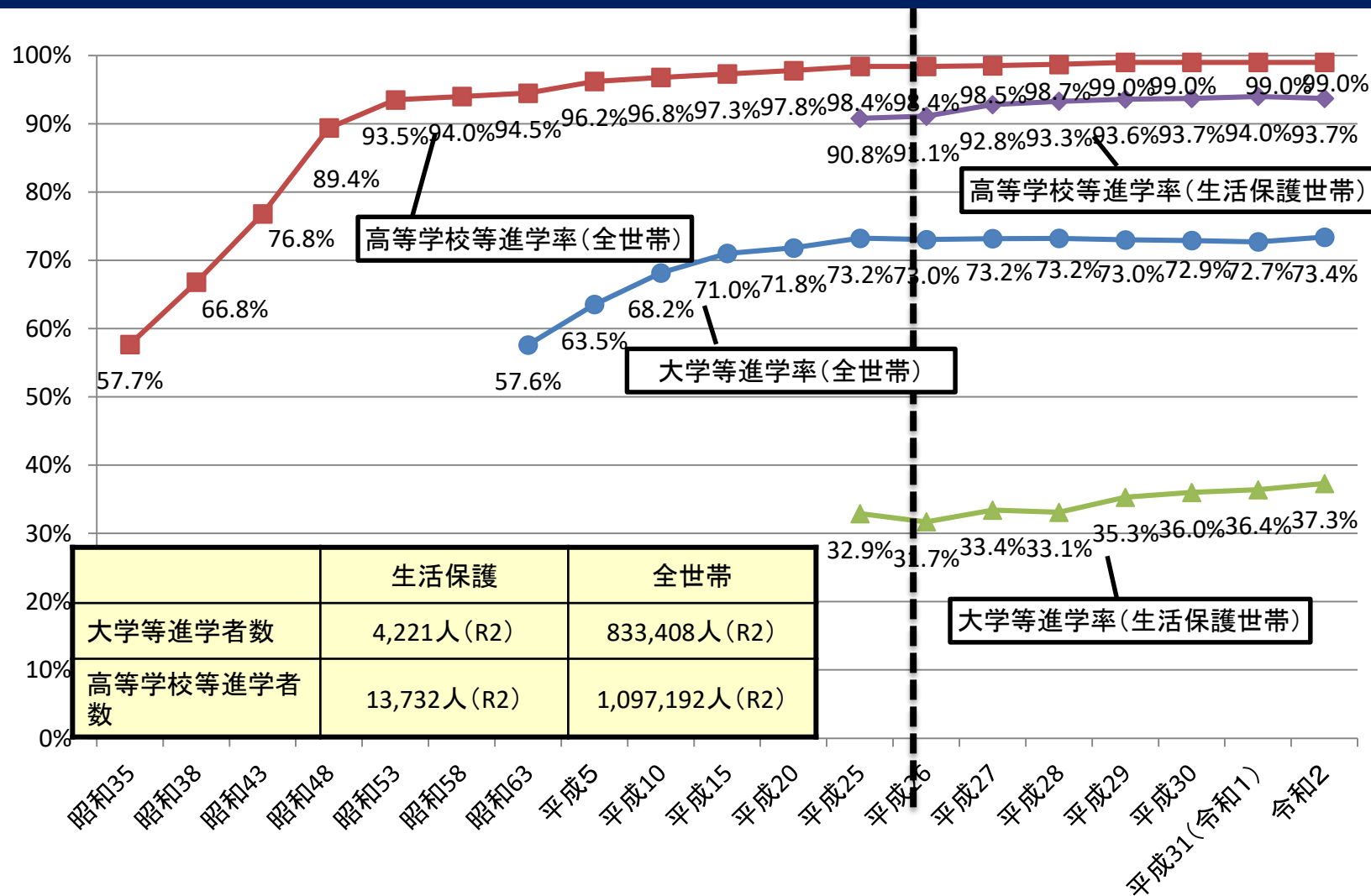
(注1) 令和2年以前は、専修学校・各種学校入学者数のデータが利用されていないことから、それ以前の大学等進学率は異なる。

(注2) 各年3月の中学校等及び高等学校等生卒業した者の進学率

(注3) 「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

(注4) 文部科学省「学校基本調査」を基に算出(全世帯)
(注5) 文部科学省「学校基本調査」を基に算出(生活保護世帯)

高等学校等、大学等進学率の推移



(注1) 昭和62年以前は、専修学校・各種学校入学者数のデータを把握していないことから、それ以前の大学等進学率は不明である。

(注2) 各年3月の中学校等及び高等学校等を卒業した者の進学率

(注3) 「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」を基に保護課にて算出(全世帯)
保護課調べ(生活保護世帯)

生活保護世帯の子どもの進学率等の経過

指標	平成25年 4月1日時点 (子供の貧困対策 に関する大綱掲載 時)	平成26年 4月1日時 点	平成27年 4月1日時 点	平成28年 4月1日時 点	平成29年 4月1日時 点	平成30年 4月1日時 点	平成31年 4月1日時 点	令和 2 年 4月1日時 点	【参考】 全世帯 (直近値)
① 高等学校等進学率	90.8% (20,774人 /22,875人)	91.1% (19,799人 /21,732人)	92.8% (18,886人 /20,346人)	93.3% (18,306人 /19,624人)	93.6% (17,641人 /18,844人)	93.7% (16,219人 /17,317人)	94.0% (14,867人 /15,818人)	93.7% (13,732人 /14,651人)	99.0%
② 高等学校等中退率 ※生活保護世帯に属し、平成31年 4月1日時点で高等学校等に在籍して いた者のうち、令和2年3月末ま での間に中退した者の割合	5.3% (2,811人 /53,295人)	4.9% (2,609人 /52,866人)	4.5% (2,323人 /51,234人)	4.5% (2,296人 /51,330人)	4.1% (1,971人 /47,810人)	4.1% (1,884人 /45,913人)	4.3% (1,816人 /42,000人)	4.1% (1,594人 /39,084人)	1.3%
③ 大学等進学率	32.9% (4,220人 /12,832人)	31.7% (4,242人 /13,393人)	33.4% (4,550人 /13,604人)	33.1% (4,619人 /13,938人)	35.3% (4,282人 /12,147人)	36.0% (4,335人 /12,041人)	36.4% (4,320人 /11,880人)	37.3% (4,221人 /11,331人)	73.4%
うち、大学・短大進学率	19.2% (2,465人 /12,832人)	18.5% (2,476人 /13,393人)	20.0% (2,715人 /13,604人)	19.0% (2,655人 /13,938人)	19.0% (2,305人 /12,147人)	19.9% (2,400人 /12,041人)	19.6% (2,332人 /11,880人)	21.0% (2,380人 /11,331人)	52.6%
うち、専修学校・各種 学校進学率	13.7% (1,755人 /12,832人)	13.2% (1,766人 /13,393人)	13.5% (1,835人 /13,604人)	14.1% (1,964人 /13,938人)	16.3% (1,977人 /12,147人)	16.1% (1,935人 /12,041人)	16.7% (1,988人 /11,880人)	16.2% (1,841人 /11,331人)	20.8%
④ 就職率(中学校 卒業後)	2.5% (573人 /22,875人)	2.0% (444人 /21,732人)	1.7% (341人 /20,346人)	1.6% (308人 /19,624人)	1.3% (243人 /18,844人)	1.5% (255人 /17,317人)	1.4% (214人 /15,818人)	1.0% (151人 /14,651人)	0.2%
⑤ 就職率(高等学 校等卒業後)	46.1% (5,915人 /12,832人)	43.6% (5,833人 /13,393人)	45.5% (6,194人 /13,604人)	44.3% (6,171人 /13,938人)	47.9% (5,817人 /12,147人)	46.6% (5,612人 /12,041人)	47.1% (5,597人 /11,880人)	43.6% (4,944人 /11,331人)	18.3%

出典：生活保護世帯の指標は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

全世帯の①④は、令和2年度文部科学省「学校基本調査」を基に算出。

全世帯の③⑤は令和2年度文部科学省「学校基本調査」を基に厚生労働省社会・援護局保護課で算出。

全世帯の②は、令和元年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成。

注1：平成24年以前の進学率等は把握していない。

注2：「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。